

IV 地域連携ネットワークづくり

・後見人等の担い手の確保（市民後見人の育成・活用等）

③ 後見人等の担い手の確保の取組状況をどう評価するか。また、今後のニーズの増加に対応するため、どのような方策が考えられるか。

《市民後見人の育成・活用等について》

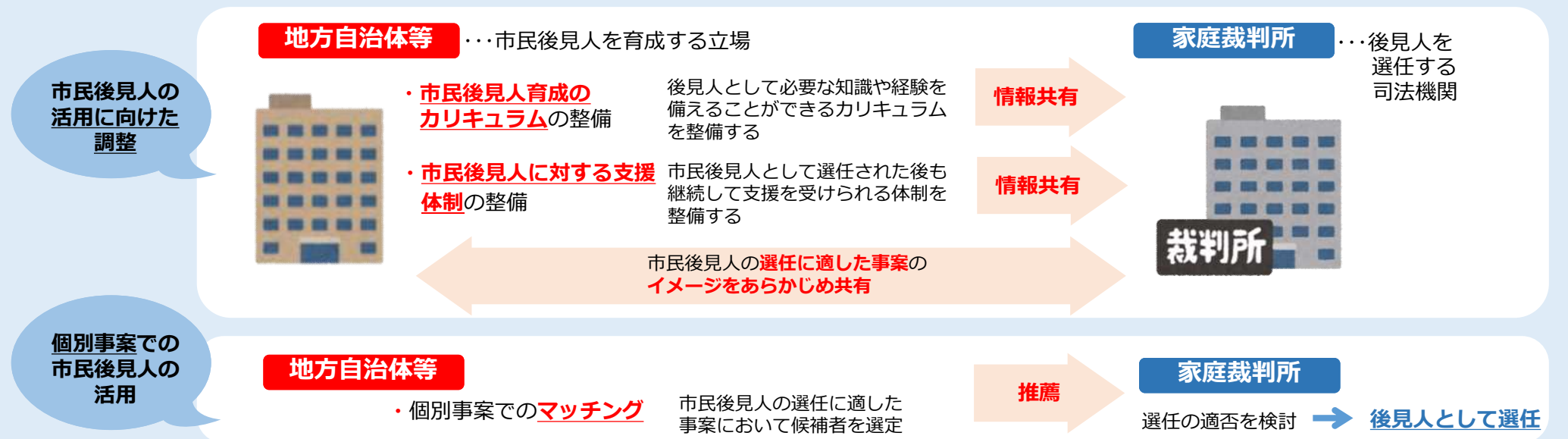
市民後見人の育成・活用の現状

※厚生労働省「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」による平成29年末時点の数値

- ・ 市民後見人候補者の養成人数 **14,140名**
- ・ 市民後見人候補者の登録人数 **6,199名**
- ・ 成年後見人等の受任者数 **1,379名**
(養成者数の約**9.8%**)

→ 養成研修を修了した市民が後見人として十分に活用されているとはいえない

市民後見人を活用するための地方自治体等と家庭裁判所の連携



市民後見人の活用を進めるためには、育成・活用に必要な体制整備や家庭裁判所との情報共有が必要

自治体等と家庭裁判所との連携によって市民後見人の選任に至った例

管内において、それまで**市民後見人の選任実績が無かった**

そこで

→ ① 市町村と家庭裁判所との間で、**市民後見人養成の実情に関する情報を共有**

- ・養成講座の開催の有無，養成講座の内容（厚労省のカリキュラムに基づくものか否か），養成した人数
- ・候補者名簿登録者のうち，実務経験（法人後見における支援員としての活動経験等）がある人の数 など

→多くの市町村において，直ちに後見事務を実践することができる市民後見人候補者の育成が進んでいないことを認識

② 両者の間で，**どのような取組を行えば，選任につながる候補者を育成することができるかについて意見交換**

→市民後見人に求められる能力，候補者の育成に必要な体制，市民後見人への支援体制について認識を共有

③ 自治体等において，**候補者の育成や市民後見人の支援について必要な体制を整備**

④ 自治体等において，**市民後見人の選任に適した事案を選んでマッチング**

→ **市民後見人の選任**に至る

市民後見人の積極的な活用を図るためには，自治体等と家庭裁判所との連携が不可欠

《社会福祉法人による地域における公益的な取組としての法人後見の実施について》

実態把握の必要性

- 制度利用者から，**社会福祉法人による公益的な取組としての法人後見活用の要望**がある
- しかし 社会福祉協議会以外の社会福祉法人による法人後見の実態が把握されていないことからその活用を図るためには，**まず実態を把握する必要がある**
- ・具体的に，どのような社会福祉法人が，現にどのような法人後見の取組を行っているのか など

法人後見に関する本年度実施中の厚生労働省調査研究事業の中で具体的な実情調査をお願いしたい